

消防設備保守点検業務・防火対象物点検業務・防災管理点検業務仕様書

1. 目的

この仕様書は、消防用設備が火災等の災害時において確実にその機能を発揮し、維持できるように保守点検業務を行うための大要を示すものである。

2. 業務内容

この業務を実施する設備は下記のとおりである。詳細は別紙数量表のとおりとする。また、当院から故障連絡があった場合は、速やかに対応すること。

- ① 自動火災報知設備
- ② 防排煙設備
- ③ 防排煙制御設備
- ④ スプリンクラー、補助散水栓設備
- ⑤ 不活性ガス消火設備
- ⑥ 連結送水管設備
- ⑦ 非常放送設備（非常警報）
- ⑧ 誘導灯設備
- ⑨ 消火器
- ⑩ 非常電源（専用受電設備）
- ⑪ 消防機関へ通報する火災報知設備

（1）法定点検等

① 消防用設備保守点検

対象設備を良好に維持するため、消防法第17条消防庁告示昭和50年第3号に基づき保守点検を行うものとする。点検には消耗部品の取替えや簡易な調整、接点回復、可動部分の潤滑剤塗布程度の軽微な修理を含むものとする。

機器点検 2回／年、総合点検 1回／年

② 防火対象物点検

消防法第8条の2の2（防火対象物の点検及び報告）に規定する点検を行う。点検は消防法及び同法施行規則第4条の2の6に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき実施するものとする。

③ 防災管理点検

消防法第36条第1において準用する第8条の2の2（防災管理対象物の点検及び報告）に規定する点検を行う。点検は消防法及び同法施行規則第51条の14に定める点検基準に適合しているかについて、関係法令に基づき実施するものとする。

(2) 緊急時対応

当該設備の制御不能や誤報等が発生し、連絡を受けた時には1時間以内に現場に駆けつけ、処置又は応急処置を行うものとする。

また、当院にて火災等災害が発生した際には、当該設備の操作補助や助言及び復旧の作業を行うこと。

(3) 消防訓練等への協力

当院での消防訓練や防災訓練等の際には、消防設備に関する設定や復旧の操作及び消防設備の機器取扱い説明の実施など協力すること。

また、当院から求めがあった場合には、職員に対して消防設備の使用方法、消防設備機器の作動について講習をすること。(1回約1時間で年2回程度)

3. 異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の故障その他事故を発見したとき又は、この仕様書に記載する軽微な修理の範囲を越える修理が必要であると判断したときは、ただちに報告し、協議の上適切な処置を講ずるものとする。

4. 官公署への届け

官公署への報告が必要なものについては、受託者においてこれを代行する。

5. 安全の確保

業務の遂行に当たっては、関係法令の遵守に努め、事故防止等安全の確保に万全を期さなければならない。

また、電気精密点検時の際には、消防設備の不具合が生じないように、必要に応じて立会いを行うか、電話による対応を行うこと。

6. 確認事項

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、当院職員と打ち合わせを行わなければならない。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施工程表
- (4) その他必要な事項

7. 成果報告書

この業務を履行したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 点検結果報告書
- (2) その他必要と認め提出を求めた書類

8. 費用の負担区分

この業務の遂行に必要な計器、工具及び機材等は、原則として受託者が負担するものとする。但し、電力、用水等は無償で供与する。

また、次の場合に要する費用については当院の負担とする。

- (1) 当院の都合による工事または模様替え等のため、設備の移設もしくは改修を必要とする場合
- (2) 設備の破損もしくは老朽化による機器の取替えが必要と当院が認めた場合
- (3) 天災地変および当院の責任により損害を生じた場合

9. 業務の実施

この業務は原則として日中に行うものであるが、当院が指定する業務については夜間もあるものとする。

10. 必要事項の充足

この仕様書は設備機器等の保守点検の概要を示すものであるから仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認めるものにあつては、受託者においてこれを充足するものとする。